

人間ドック等実施細則

この細則は、健康診査等補助金支給規程の「人間ドック健診、婦人科検診及び脳ドック検診等」の実施方法等について定める。

1 実施時期

随時に実施する。

2 実施機関

- (1) 組合契約機関
- (2) 組合契約機関以外の日本国内の任意機関

3 指定検査項目

補助金の支給を受けるためには、下記の(1)～(10)の「指定検査項目」を受診すること。

- | | | |
|----------------|---|--|
| (1) 診 | 察 | ①問診（質問票） ②内科診察 |
| (2) 身 | 体 | 計 測 ①身長 ②体重 ③BMI(肥満度) ④腹囲 |
| (3) 生 | 理 | 検 査 ①血圧測定 ②心電図 ③視力検査 ④聴力検査（オーディオ）
⑤眼底検査 ⑥眼圧検査 ⑦肺機能検査 |
| (4) 血 | 液 | 学 検 査 ①赤血球数 ②血色素 ③ヘマトクリット
④白血球数、血小板数 ⑤MCV・MCH・MCHC |
| (5) 血 | 液 | 生 化 学 検 査 ①総蛋白、A/G比 ②アルブミン ③クレアチニン ④尿酸
⑤総コレステロール ⑥HDL コレステロール
⑦LDL コレステロール ⑧中性脂肪 ⑨総ビリルビン
⑩G O T ⑪G P T ⑫γ-G T P ⑬A L - P
⑭空腹時血糖 ⑮H b A 1 c |
| (6) 免 | 疫 | 血 清 学 的 検 査 ①C R P ②血液型検査 |
| (7) 尿 | 検 | 査 ①蛋白半定量 ②尿糖 ③沈査 ④潜血 ⑤比重 |
| (8) 便 | 検 | 査 ①便潜血（免疫/2日法） |
| (9) X線、内視鏡検査 | | ①胸部X線撮影（直接）②胃部X線撮影（直接）又は、胃部内視鏡 |
| (10) 超 音 波 検 査 | | ①五臓器 |

※上記項目のアンダーラインは特定健診項目

4 追加検査項目

人間ドックの補助対象者が、前項指定検査項目(1)～(10)と併せて下記(11)から(15)の「追加検査項目」を同時に受診する場合には、当該追加検査項目も補助の対象とす

る。

(11) 婦人科検診

①乳房検査（視触診、超音波（エコー）、X線（マンモグラフィー）の内、いずれか1検査。ただし、視触診との併用は可。）

②子宮頸部細胞診

(12) 脳ドック検診

(13) 前立腺がん検診

(14) 喀痰検査

(15) 骨粗しょう症検診

5 実施方法

(1) 組合契約機関

① 受診希望者が「人間ドック組合契約機関一覧」の中から健診機関を選択する。

② 受診希望者が直接、健診機関へ申込む。申込み時には「しんくみ東海北陸健保の被保険者または被扶養者であること」、「人間ドックを受診したいこと」を申し出る。また、女性で同時に「追加検査項目」を希望する場合は「婦人科検診の希望検査内容」、「脳ドック検診」、「喀痰検査」及び「骨粗しょう症検診」を、男性で同時に「追加検査項目」を希望する場合は「脳ドック検診」、「前立腺がん検診」及び「喀痰検査」を希望する旨を併せて申し出る。

（注）「追加検査項目」の脳ドック検診、前立腺がん検診及び喀痰検査は、特定健康診査を受診する者および人間ドックと併せて受診した場合のみ補助の対象となり、単独の受診は、補助の対象とならない。

③ 事業所は、人間ドック等の健診を希望する者があるときは、事業所で取りまとめたうえ、被保険者、被扶養者別に区分し、実施希望医療機関ごとに、それぞれ「人間ドック等健診申込書」を作成し、健保組合へ提出するものとする。

④ ③により申込書の提出があったとき、健保組合は健診希望者の受診資格を確認の上「人間ドック等健診実施依頼書」を当該契約医療機関へ送付するものとする。

また、実施依頼書の送付を受けた契約医療機関は、健診実施計画を策定し、検査日時等を直接事業主に通知するかまたは健保組合へ通知するものとする。

⑤ 受診希望者は、健診機関から「受診案内（採便セット等）」が自宅に送付される。

⑥ 受診当日、「資格確認書若しくはマイナ保険証」と「健診機関から指示のあったもの」を持参し、受診する。

⑦ 受診当日、自己負担分（当健保が補助する金額を除く。）を健診機関窓口で支払う。

⑧ 「指定検査項目」と併せて「追加検査項目」を受診した場合は、「指定検査項目」費用総額と「追加検査項目」費用総額から、それぞれ当健保が補助する金額を差し引いた金額を健診機関窓口で支払う。

⑨ 健診機関から組合に、健診結果の通知及び組合補助額の請求があり、組合は確認の

うえ支払う。

- ⑩ 補助金の支払いは、事務経費の軽減を図るために、原則として、事業所の所定の口座にまとめて振り込む。
- ⑪ 任意継続被保険者への補助金支給手続きは、上記③から⑧にかかわらず、事業所を経由せずに直接行うものとする。

(2) 組合契約機関以外の日本国内の任意機関

- ① 受診希望者は、健診を希望する機関が「指定検査項目」すべてを実施できるか確認する。

また、女性で同時に「追加検査項目」を希望する場合は「婦人科検診の実施の有無」、「脳ドック検診の有無」、「喀痰検査の有無」、「骨粗しょう症検診の有無」を、男性で同時に「追加検査項目」を希望する場合は「脳ドック検診の有無」、「前立腺がん検診の有無」、「喀痰検査の有無」を併せて確認のうえ、申し込む。

(注) 「追加検査項目」の脳ドック検診、前立腺がん検診、喀痰検査及び骨粗しょう症検診は、特定健康診査を受診する者および人間ドックと併せて受診した場合のみ補助の対象となり、単独の受診は、補助の対象とならない。

- ② 事業所は、人間ドック等の健診を契約機関以外で希望する者があるときは、事業所で取りまとめたうえ、被保険者、被扶養者別に区分し、実施希望医療機関ごとに、それぞれ「人間ドック等健診申込書」を作成し、健保組合へ提出するものとする。
- ③ ②により申込書の提出があったとき、健保組合は健診希望者の受診資格を確認のうえ「人間ドック等健診承認書」を事業所へ送付するものとする。
- ④ 受診希望者は、健診を受診し、健診費用の全額を支払い、下記の内訳が記載された領収書の発行を受ける。

(a) 「追加検査項目」を併せて受診した場合には、追加検査項目の内容と項目毎の金額

- ⑤ 「人間ドック（契約外）補助金請求書」に上記④の領収書を添付し、事業所を経由して組合に補助金請求を行う。
- ⑥ 組合は確認のうえ、事業所経由で被保険者あてに補助金「上限：人間ドック 20,000 円、婦人科検診（子宮がん検診 2,200 円、乳がん検診 2,200 円）、脳ドック検診 15,000 円、前立腺がん検診 1,000 円、喀痰検査 1,000 円、骨粗しょう症検診 2,200 円」を支給する
- ⑦ 任意継続被保険者への補助金支給手続きは、上記⑤・⑥にかかわらず、事業所を経由せずに直接行うものとする。

6 支給制限

- (1) 1 日（日帰り）人間ドック以外の 2 日（1 泊）人間ドック等は、補助の対象としない。
また、「指定検査項目」以外は、補助の対象としない。

- (2) 受診前日からの飲食制限を守らなかった場合は受診できない。また、受診しても補助の対象とならない。
- (3) 任意機関の場合は、特定健診項目を含む人間ドックの結果表(写)が提出されない場合は補助の対象とならない。
- (4) 任意機関の場合は、補助金請求書に添付された領収書に内訳として「追加検査項目」の内容と項目毎の金額」の記載がない場合は、補助の対象とならない。
- (5) 日本国外において受診した場合は、補助の対象とならない。
- (6) この健診の補助は年度内（4月～翌年3月）に1回を限度とし、「特定健康診査」との重複は認められない。
- (7) 補助金の請求期限は受診年度の翌年度4月10日までとし、請求期限を過ぎたものは補助の対象とならない。

附 則

（施行期日）

この細則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）（前立腺がん検診及び喀痰検査各項目に追加）

この細則は令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）（婦人科検診補助金改定及び骨粗しょう症検診各項目に追加）

この細則は令和8年4月1日から施行する。